

子どもたちを放射能から守るふくしまネットワーク
2012年度決算書[全体]
についての会計監査報告

子どもたちを放射能から守るふくしまネットワーク
代表代行 辺見 妙子 殿

上記会計報告書に示されている期間内の会計に関して、現金、出納帳、預金通帳(福島信用金庫、ゆうちょ銀行)、領収書及び各種帳簿類を厳重に監査した結果、別紙のとおりご報告申し上げます。

2013年6月9日

監事
小林 恒司
高橋 誠子



3月2日の総会流会後、役員会の承認を受けた第三者の会計の専門家に会計調査及び会調処理を依頼した結果、その過程の中で会計に関する重大な事実が判明しました。

3月2日以降から現在に至るまでに解明された会計について、時系列を追つてご報告申し上げます。

1) 経過の概略

3月 2日 総会流会。「会計の専門家に調査いただくべき」という意見多數。

3月 8日 議長団から、吉永瑞能氏の推薦を受ける。

3月 12日 役員会にて、吉永氏への依頼を決定。

3月 22日 吉永氏に調査を正式依頼。

3月 31日 吉永氏来所。会計ソフトの調査と役員への聞き取り調査開始。

総会資料では「0円」だったはずの手持ち現金が、■代表の手元に、「788,292円」存在することが判明。

(2月の監査時点での■元代表に、12月31日時点の手元の現金残高を確認したが、その時は14,559円と書かれた封筒を提示)

吉永氏には会計ソフトのバックアップをお渡しし、調査続行。

4月 7日 吉永氏来所。■代表と「はもる」■店長から聞き取り調査。

4月 21日 吉永氏来所。監事・役員に途中経過報告。

4月 29日 吉永氏来所。監事全員、各班会計責任者出席のもと聞き取り調査。

※2月16日以降監事からは、会計資料の追加及び修正は認めないとしたことについては、役員会からの総会報告にあったことはご存じのことと思います。総会後の役員会からのご報告には以下の記述があります。

『2月16日の監査の時に監事から、役員の立会はいらないこと、一度提出した帳簿は、内容に入力ミス、計算ミスがあっても訂正は認められないとの申し出がありました。』

しかし、現実には2月16日以降、また3月2日以降も帳票の修正が行われていたことが吉永氏の調査により、明らかになりました。

また、3月12日以降は会計データの修正などを行わない旨を役員会で決定し、伝えたにもかかわらず、■代表代行以外の役員及び監事には連絡をせず、修正を続けことも明らかになりました。

5月13日 吉永氏より会計調査報告及び、残高報告書を受け取る

(資料1、資料2 参照)

5月15日 吉永氏より監事宛にメールでの報告あり。

■代行代表より電話にて、■前代表から文書（通帳のコピー）と共にエクセル表3部が送られてきたとの報告があった。

（決算報告書、貸借対照表、財産目録：■作）。

保養班の決算書も■前代表が■氏に送った。

その後■代行代表は■前代表のデータと資料を送っている。

■氏も保養班のエクセルを吉永氏に送っている。

5月16日 ■氏から、■前代表がはもるに来て1月から4月までの会計処理を行うよう言ってきたとの報告が、吉永氏よりあった。

吉永氏の確認により、■代行代表から■前代表経由の指示であったことが判明。

5月19日 ■代行代表より、15日の■前代表とのやり取りについて報告があった。

※ただし、この件に関しては、あらかじめ監事に何ら報告は無く、監事としては13日以降の会計処理については、認めていなかった。（小林、高橋）

6月 4日 決算報告書が届く。

吉永氏を交えての監事会を開く。

その場で、監事の中野氏から、

「これ以上の監査業務はできません。監査報告書についてはお二人にお任せします」との意見表明があった。

6月 8日 吉永氏より、決算書についてのコメントを頂く。（資料3 参照）

2) 決算報告について

3月2日の会計監査報告書を踏まえ、引き続き調査し明らかにできたことを提示させていただきました。

会計の修正の可能性を探ること自体は否定されるべきものではないが、使途不明金と見受けられる金額が存在し、不適切な会計処理がなされている事実からすると、一部の役員を通して会計の調査や訂正要請が行われることは、信頼性や公正性に欠けていると思われます。

よって、引き続き会計の不明点を解明するにあたっては、利害関係の無い第三者によって進められることが望ましいと考えます。

以上 ご報告申し上げます。

(資料 1)

子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク（以下、子ども福島ネットと表記する）
会計の見直し作業につきまして報告いたします。（2013年 4月29日 聞き取調査報告）

2013年 5月 13日

文責 吉永 瑞能

2013年3月22日 会計見直し作業の依頼を受ける。訪問時の役員・監事の出席を要請。
その後、訪問前に預金通帳コピー・議事録を要請し、拝見する。



2013年3月31日 9時より、子ども福島ネット事務所にて、監事1名・事務局員1名のお立会をいただき、監事がチェックされた方法を聞き取り、会計ソフトの内容を確認。



11時過ぎより、役員より会計処理の状況を聴取。



11時までに確認した、監事がチェックした総会提出決算と、会計ソフト上の数値との相違について、[]前代表（当時は、代表。以下、[]前代表と表記する）に質問。
特に、総会版（3月2日総会に提出された決算、監事がチェックしたもの）
と、3/31版（3月31日に提供された会計ソフト上のもの）の現金の相違。
総会版では0円 3/31版では788,292円となっている点。



[]前代表の回答要旨は

2012年12月31日の現金はいくらでしたか？

「78万円でした」

その現金はどこにありましたか？

「私が持っていました」

いまはどうなっています？

「私が持っています」

とのことでした。

しかしながら、ご自分が現金を持っていたにも関わらず、総会版の現金残高を0円としたことに関する質問には要領を得ない説明をいただくのみでした。

通常、このような場合には、代表者に話し、経理現金管理担当者の出勤を停止し証拠保全をはかり調査を開始いたしますが、私も短時間の資料確認で会計技術上の点を役員・監の方々にご理解いただくことができなかつたため、全体の見直しを進めるため会計ソフトのバックアップを受領し、全体の確認を進めることとなりました。

2013年4月2日 メールにて、事務局・はもる現金について日々現金の確認、現金出納帳の記帳。[]前代表保管の現金については透明性確保のため、預金への預入を依頼。

2013年4月7日 子ども福島ネット事務所にて、[]前代表・[]様より会計実務の処理状況を聞き取り、領収書等の資料をお預かりする。

2013年4月21日 子ども福島ネット事務所にて、監事全員・役員に途中経過を報告。

監事権限による、[]前代表および、各班会計責任者出席の聴取の実施を要請。

日程調整を行っていただくこととなる。

↓

2013年4月29日 子ども福島事務所にて、監事全員・役員（各班会計責任者）出席のもと聴取を実施。

まず、事務局会計との相互関連取引が多い、情報共有班、保養班の会計状況について、聴取確認を行う。

2011年分保養班経費（個人立替分）について、事務局現金より支出2012年12月3日で処理されているが、実際の支払は2012年6月に行われている事が判明。

[]前代表への聴取概要は以下のとおり。

●3/2 総会以後、会計ソフトの修正は行っていないとの発言をした。

しかし、2013年3月30日まで行っている。

●親族の会計業務に関する、7月31日（6万円×2）と12月29日（6万円×2）の支払について、8月初旬と12月の支払を行っていると主張。

主張と異なる証拠を提示すると、2013年以降の支払と発言訂正。

なお、親族の会計入力業務時期も事実と異なる発言。

●防護班経費、その他の経費について、2013年1月～2月に処理した点の指摘についても事実と異なる発言。

●4月2日に預け入れた現金77万円により、2012年12月31日時について架空の入力を行い、その後に総会での決算不承認をうけて、再チェックを受けることになり、その間に架空入力を消去したことについて、「自分の財布と一緒にになってしまっていた」として不明金を費消したことを認めた。

監事より、12月分については監査時にできておらず、後日に提出されたとの事実の報告もあり、これらの事実と会計処理状況から推測すると、現金記帳を行っていないかったために、預金引出→現金の勘定残高として滞留してしまったため、決算時に多額の現金勘定残高が発生してしまったため、正常な領収書等を収集する努力により解明する努力とともに、親族への支払い（7月と12月の領収書が同用紙に記入作成され、4枚中3枚の領収書の貼付裏紙が同一）領収書無き支出（監事ご指摘分）の挿入、最終的には架空取引の計上により現金勘定を0とする処理を行ってしまったものである。

<今後の会計処理の改善に向けて>

●現金については日々の確認・記帳を行い、できるだけ現金管理担当者以外も隨時確認する。

●現状の会計ソフト上、別団体単位で管理されている各班を一団体の中の部門として管理し、関連が明確になるようにする。

- 2 ヶ月に1回程度、月次進捗をチェックし予算執行状態に相違がないか確認する。
- 予算において認められた支出についても、具体的な支出の際には金額等（例5万円以上）により複数者での事前決済承諾を条件とする。
- 領収書のない支出については原則行わない。
やむを得ない事情がある場合には、具体的な事情や関連資料を添付し申請する。
- 決済機関は役員会など具体的に定める。

(資料 2)

収入の集計			
事務局	費付金	20,317,967	
事務局	雑収入	2,753	
事務局	参加費収入	37,000	
保養班	寄付金	6,370,392	
保養班	雑収入	233	
情報共有班	たんがら収入	230,690	
情報共有班	雑収入	92	
防護班	収入	0	
	売上	7,273,167	
はもる	寄付金	647,156	
はもる	受取利息	408	
	収入合計	36,879,858	
支出の集計			
	はもる 前年度分	2,000,000	
事務局	費用	9,574,204	会計データを採用
保養班	費用	6,766,211	■様提出資料を採用
情報共有班	費用	4,076,712	■様提出資料を採用
防護班	費用	481,506	
はもる	仕入	7,515,588	
はもる	経費	5,993,883	
	支出合計	36,408,104	
	■様聞き取りによる推測		
現金	24,870	50,000	
福島信用金庫	42,336	46,340	期末未記帳
ゆうちょ銀行	1,539,632	1,848,602	
郵便振替口座	55,800	1,020,000	
小計	1,662,638	2,964,942	
合計残高	22,377,823	22,012,225	
調整事項			
保養 仮払金	200,000	広島保養	
事務局 仮払金	9,452	誤送金	
調整後残高	22,221,677		
差引金額	-156,146	期末一期首	

	2012年1月1日	2012年12月31日	
	期首	期末	
残高一覧			
事務局	232,331	788,292	
現金	1,910,238	0	
福島信用金庫	18,572,616	6,459,989	
郵便振替口座	0	1,499,167	
ゆうちょ銀行		6,799,352	
小計	20,715,185	15,546,800	
保養班	0	41,740	
現金	0	3,450,663	
ゆうちょ銀行	0	68	
ゆうちょ銀行サミット分	0	3,492,471	
小計	0	3,492,471	
情報共有班	0	0	
現金	0	8,012	
ゆうちょ銀行	0	8,012	
小計	0	8,012	
防護班	0	0	
現金	0	0	
小計	0	0	
はもる			
現金	24,870	50,000	■様聞き取りによる推測
福島信用金庫	42,336	46,340	期末未記帳
ゆうちょ銀行	1,539,632	1,848,602	
郵便振替口座	55,800	1,020,000	
小計	1,662,638	2,964,942	
合計残高	22,377,823	22,012,225	
調整事項			
保養 仮払金	200,000	広島保養	
事務局 仮払金	9,452	誤送金	
調整後残高	22,221,677		
差引金額	-156,146	期末一期首	

(資料 3)

決算書についてのコメント

- 前年繰越金 の予算との差額は主に、野菜カフェはもるの現金預金を計上しなかったためのものである。

また、現金・未払金残高等は 2011 年決算書に記載がなく、証明し確定できる資料がない。

- 翌年繰越金の前総会提出決算書との相違は杜撰な集計によるものである。

- 2012 年 8 月 14 日に支出された広島保養の 20 万円がいまだに精算されていない。

当然、プロジェクト終了後速やかに精算されるべきである。

- 支出において、領収書のないもの、振込の控えがないもの、具体的な用途の記載がないものが多く見受けられた。

- 2011 年保養経費として、2012 年 12 月 3 日に現金支出とされた 434,350 円について、実際の支出は 2012 年

6 月 15 日に保養班通帳から行われている。 また領収書の日付は 2011 年 12 月 28 日であり、不可解な処理が行われている。

- 支出承認の基準が明確でなく個々の判断で行われている傾向がある。

2013年 6月8日 吉永 瑞能

監事からのお詫びと提言

まず我々監事が言及しなければならないのは、吉永氏のご報告にあるような事態を、監督、防止できなかった、監事の責任です。現役員が今背負っている責任を監事も分有しなければならないと考えています。ことが重大なだけに、監事は何をやっていたのだという批判は当然のことと思います。

そして、2012年度の不明金の精査の継続が必要で、そうでなければ、こども福島が社会的な信頼を回復することができないと考えます。それは当然のことながら、新体制のもと、今回の事態について利害関係のないチームと新しい監事の選任をして行うことを勧告いたします。6月9日以降について現役員、現監事がその役割を果たす資格はないことは、吉永氏のご報告からも、こうした事態を防ぎえなかつた事実からも当然と思います。

また2012年のこの状況を鑑みて、2011年度の運営が適切に行われていたかどうかを精査することも社会的な信頼回復のために不可欠と考えます。2011年がブラックボックスのままでは、社会的な説明責任を果たしたことにはならないと考えます。それも新体制のもとを行うことを勧告いたします。

子ども福島と政治党派との不適切な関係について、全国紙で掲載されるかもしれないという事態を招いていることについて、役員会、監事の結果責任は免れることができません。上記と同様に、6月9日以降、現役員、現監事がこの問題について、説明、釈明したり、事態を收拾するといった任に当たる資格は、当然ないものと考えます。この問題についても、新しい体制のもとで、厳正な調査が行われ、事態を收拾していただきたいと強く勧告いたします。

次に、このような事態を收拾して、新しく出発するための第一歩として、何が必要とされているかについて提言を述べたいと思います。

一つは、子ども福島の抱えている問題について、つまびらかにし、あるがままに受け止め、それを積極的に情報開示すること、そして、社会の批判も甘んじて受け、そうした社会的な対話の中で、再生を模索していくことです。弁護士さんの協力も得られるとのこと大変頼もしく思いますが、弁護士に求められているのは、この再生のプロセスに伴う様々なリスクを管理するという機能であって、決して組織の防衛的な正当化のためではないということを指摘しておきたいと思います。自分たちにとって都合の悪い情報を隠しておこうとする世論があるならば、それを諭す役割をはたしていただきたいと思います。たとえ話ですが、情報を開示することで、名誉棄損で訴えられるかもしれないという状況があった時に、だから情報を開示しないほうがいいというアドバイスではなく、その名誉棄損で訴えられるリスクをどう管理するかを考えていきたいのです。

二つ目は、責任ある立場にあった方々が、このような事態を招き、また防ぎえなかつたという事実をどう受け止めるのか、そして、るべき責任の処し方とは何かを模索することです。基本的には、各々の責任ある立場の方々がお考えになることだと思っております。寄付をしてくださった方々をはじめ、この団体に信頼をよせ、また関係を持つあらゆる個人、団体の方々の思いにどれだけ肉薄できるかがとわれています。「自らがとわれなければならない。」とは、前代表のお言葉です。なんとも味わい深い言葉です。「自らを問うことの真剣さ」は、内外に必ず伝わります。「自らを問うことの忘却」も同様です。その真剣さをもって、どう身を処すことが、子ども福島の新しい出発に資するのかをお考えいただきたく思います。

最後に、当然のことと思っておりますが、監事としての責任を完備することができず、このような事態を許してしまったことの責任をとり、6月9日の臨時総会終了をもちましてこども福島を退会させていただきます。申し訳ありませんでした。。

以上のことから、条件付きで承認致します。

平成25年6月9日 監事
小林 恒司
高橋 誠子